住宅ローンが残った家を財産分与する場合の離婚公正証書

阿部行政書士事務所では、全国対応で協議離婚のサポートを行っております。
特に30代、40代の女性からの悩み、経済不安に対する安全策のアドバイス等を提供しております。

30代、40代といえば、子供もまだまだ手のかかる年代。離婚時の妻の多くは、パートか専業主婦であるため、子供を成人まで育てることに大きな不安を抱いていることが多いのです。
そのような離婚においては、しっかりと養育費の相場を知り、その相場をもとに、離婚公正証書を作成し、子供が自立するまでの毎月の養育費を確保できるようにしておくことをお薦めします。

また、住宅購入をしている夫婦はまだ20年を超える住宅ローン支払いを抱えて離婚になるケースも多く見られます。
離婚によって、妻子が家に住み続け、夫が家を出ていくという取り決めをする夫婦が多いのですが、そのようなケースではどのようなリスクが想定されるのか、事前に知る必要があります。
リスクを知ったうえで、防止策として心強いのがやはり離婚公正証書。

ネット上で離婚公正証書のサンプルは調べられますが、住宅ローンや、養育費等を取り決める場合は、専門家のサポートを受け作成されることをお薦めします。

阿部行政書士事務所では、離婚相談、カウンセリング、離婚公正証書サポート等、幅ひろくサポート内容をご用意しております。まずは何をしたらいいのか分からない、そんな状態の方が多いと思いますので、まずは気軽にご連絡ください。

当事務所の離婚公正証書サポートは、しっかりとしたヒヤリングのもと、お客様に最適な契約書作成を行い、将来のできる限りのリスクに備えます。

離婚公正証書作成サポート
http://rikon-kaiketu.com/rikon-kouseishousho/

離婚協議書作成サポート
http://rikon-kaiketu.com/rikonkyougisho/

離婚時の住宅ローン問題
http://rikon-kaiketu.com/loan/

■お問合せ
阿部行政書士事務所
ＨＰ http://rikon-kaiketu.com/
代表 阿部貴子
電話 ０２９－８５７－１１１６

Generated by ぷれりりプレスリリース
https://www.prerele.com